

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2019-42360(P2019-42360A)

【公開日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2017-170925(P2017-170925)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月26日(2020.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を実行可能な遊技機であって、

特定態様に変化する所定表示を表示可能な所定表示手段と、

複数種類の態様のうちいずれかを所定表示の態様として決定可能な態様決定手段と、

所定表示が前記特定態様に変化したときに複数種類の特定演出のうちいずれかを実行可能な特定演出実行手段と、を備え、

前記態様決定手段は、

一の所定表示の態様を決定した場合、該決定結果にもとづいて該一の所定表示とは異なる他の所定表示の態様を決定可能であり、

所定表示が表示されてから前記特定態様に変化するまでの期間を所定表示の態様として決定可能であり、一の所定表示の態様よりも他の所定表示の態様の方が短い期間を決定しやすく、

前記特定演出実行手段は、

所定表示が表示されなくても前記特定演出を実行可能であり、

所定表示が表示された場合と所定表示が表示されなかった場合とで前記特定演出を実行するタイミングを異ならせる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

(手段A) 本発明による遊技機は、遊技を実行可能な遊技機であって、特定態様に変化する所定表示を表示可能な所定表示手段と、複数種類の態様のうちいずれかを所定表示の態様として決定可能な態様決定手段と、所定表示が前記特定態様に変化したときに複数種類の特定演出のうちいずれかを実行可能な特定演出実行手段と、を備え、前記態様決定手段は、一の所定表示の態様を決定した場合、該決定結果にもとづいて該一の所定表示とは異なる他の所定表示の態様を決定可能であり、所定表示が表示されてから前記特定態様に

変化するまでの期間を所定表示の態様として決定可能であり、一の所定表示の態様よりも他の所定表示の態様の方が短い期間を決定しやすく、前記特定演出実行手段は、所定表示が表示されなくても前記特定演出を実行可能であり、所定表示が表示された場合と所定表示が表示されなかった場合とで前記特定演出を実行するタイミングを異ならせる、ことを特徴とする。

(手段1) 他の遊技機は、遊技を実行可能な遊技機であって、特定態様(例えば、「0:00:00」)に変化する所定表示(例えば、タイマ表示)を表示可能な所定表示手段(例えば、タイマ表示装置73IW001)と、複数種類の態様(例えば、タイマパターン)のうちいずれかを所定表示の態様として決定可能な態様決定手段(例えば、演出制御用CPU120における、ステップ73IWS023, 73IWS028を実行する部分)と、所定表示が特定態様に変化したときに複数種類の特定演出(例えば、カットイン予告、群予告、役物予告)のうちいずれかを実行可能な特定演出実行手段(例えば、演出制御用CPU120における、ステップ73IWS024, 73IWS029にて設定した予告演出を、ステップS172にて実行する部分)とを備え、態様決定手段は、一の所定表示の態様を決定した場合、該決定結果にもとづいて該一の所定表示とは異なる他の所定表示の態様を決定可能である(例えば、演出制御用CPU120は、ステップ73IWS023を実行することにより第1タイマ表示のタイマパターンを決定した場合、該タイマパターンに応じて異なるテーブルを用いてステップ73IWS028を実行することにより第2タイマ表示のタイマパターンを決定することにより、第1タイマ表示の実行期間と第2タイマ表示の実行期間とが重複しないように決定する)ことを特徴とする。そのような構成によれば、演出効果を高めることができる。